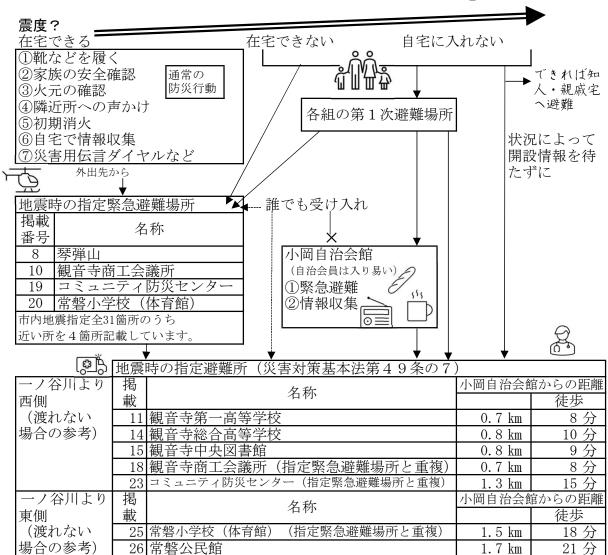
「お知らせ」令和3年第1号

これは、大地震の場合に限り、かつ自主防災を超える時の記事です。

小岡自治会 三役会

あらかじめ 考えておきましょう どこに避難?

南海トラフ→小岡の震度「6強」 中央構造線→小岡の震度→ 「7」



市内地震指定全59箇所+福祉避難所18箇所

上記がすべて開設されるとは限りません。発災後1日程度で開設を決めその情報が知らされます。 市町村長による「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の指定制度が平成26年4 月から施行されています。

「指定緊急避難場所」とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所 です。災害の種類別に指定されていて、その災害に対応している指定緊急避難場所に 避難します。例えば、大地震が発生した場合、小岡に近いところでは上記の8・10・1 9・20番が指定されていますので、安全ルートを確認していずれかに緊急避難します。

「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなく なるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的 に滞在することを目的とした施設です。被災者の支援拠点にもなりますので、多数の 避難者が集中すると想われます。発災直後から概ね1日程度の期間を「開設期」と定 め、避難所管理運営責任者が選任され、避難者が利用可能なエリア設定が行われます。 (以上、観音寺市HP・国交省国土地理院HP・26年3月香川県避難所管理運営指針より)

小岡の皆さんへのこの「ご案内」は、巨大地震の厳しいケースに絞って記載してい ます。緊急避難場所のみで終息するような軽さを望みますが、想定震度のとおり揺れ ると、南海トラフ避難者は、観音寺市内避難所に13000人、市内避難所外に87 00人を想定するほどになります(市HP)。加えて、30年以内発生確率も70~ 80%に上がりました。その時、どうやって自分と家族を守るか、隣近所と相談して もピン!とくるよう、知識を得て、あらかじめ考え話し合っておくことが大切です。 (以上 調査・記載者 横山禎三)

(記載データは2021.3.25時点で公表済のもの)